

医療DX人材育成支援事業実施要綱

令和7年3月14日6保医医政第2040号

（目的）

第1 本事業は、医療機関の職員のIT・DXに関する資格取得に係る経費等を支援することで、電子カルテの操作等、医療DXに関連する知識・技能等を有する人材の育成を図り、もって電子カルテシステムを始めとするデジタル技術の導入を支援することを目的とする。

（実施主体）

第2 本事業の実施主体は、東京都内において、医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院若しくは医科診療所又は同法第8条の規定に基づき届出をした医科診療所の開設者とする。

（事業内容）

第3 医療機関の職員の人材育成に関する取組であって、医療DXの推進に資すると東京都知事が認める取組に係る経費を補助する。

（事業の対象）

第4 本事業の対象は、次の取組に係る経費とする。

- （1）IT・DX関連の研修受講（医療機関への出張研修を含む）
- （2）IT・DX関連の資格取得（資格取得に付随する通信講座の受講を含む）
- （3）IT・DX関連の技能認定試験の受験
- （4）上記（1）から（3）までに取り組む職員が研修等で不在となる際の代替職員の雇用又は派遣

（事業実施の条件）

第5 電子カルテシステムの導入、国の電子カルテ情報共有サービス等医療情報連携基盤への接続、電子処方箋の導入など医療機関のデジタル化に向けた取組を進めること。

- 2 事業の効果検証のため、電子カルテシステム等のデジタル技術導入状況に関する調査など、東京都に協力すること。

（その他）

第6 この要綱に定めるもののほか、医療DX人材育成支援事業の実施に関し必要なことは、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。